

鳥獣被害対策をめぐる事情と 行政上の諸対策について

令和8年7月8日

農林水産省鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

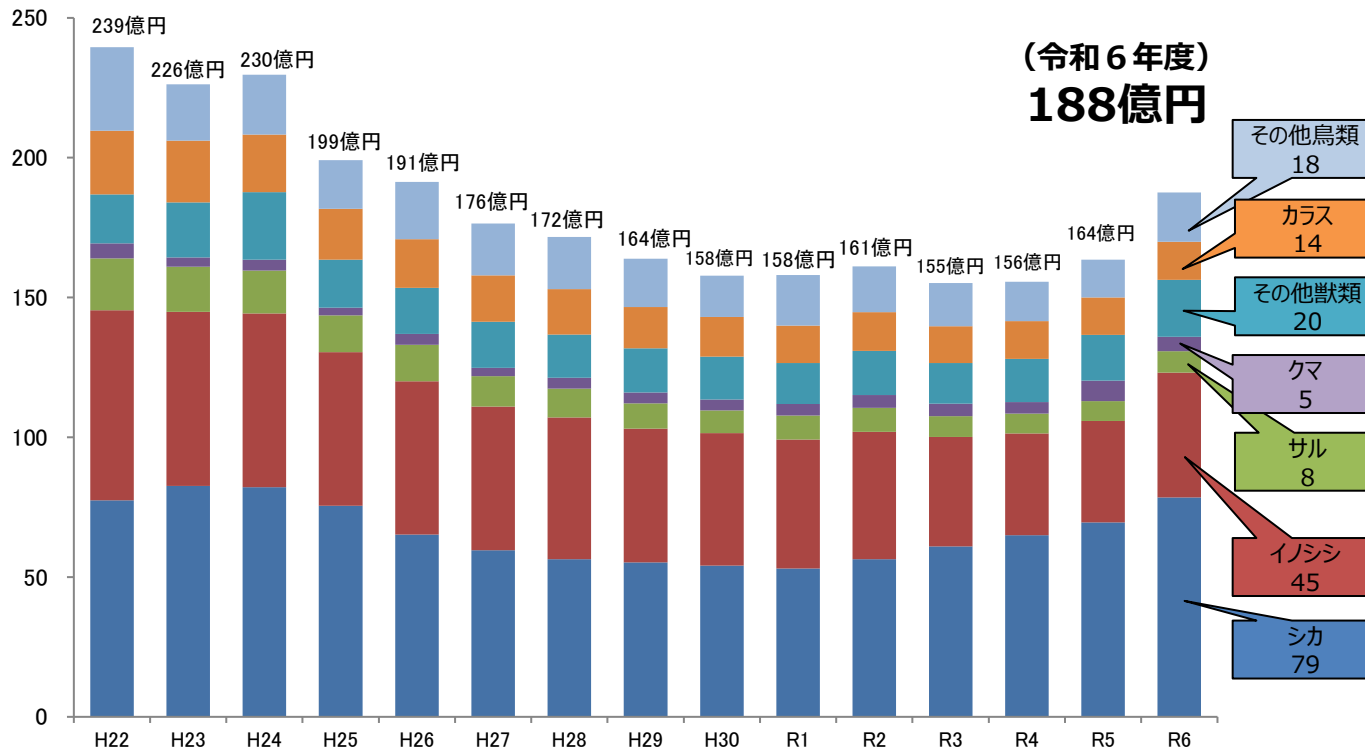
- 1 鳥獣被害の現状と対策**
- 2 取組推進のための参考情報
- 3 鳥獣被害防止に向けた取組事例

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は188億円（令和6年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
- 森林の被害面積は全国で年間約4千ha（令和6年度）で、このうちシカによる被害が約6割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

（億円）

農作物被害額の推移



農作物被害



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

【第1の柱】とる（個体群管理）



農地周辺等での
鳥獣の捕獲



鳥獣対策の鉄則！3つの柱

【第2の柱】まもる（侵入防止対策）

侵入防止柵の設置・管理、追払い



侵入防止柵の設置



追払い

【第3の柱】よせつけない（生息環境管理）

農作物残さ等の管理や
放任果樹の伐採、緩衝帯の整備



放任果樹の伐採



緩衝帯の整備

鳥獣保護管理法（環境省）と鳥獣被害防止特措法（農水省）の関係性

鳥獣保護管理法（環境省）

生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする（第1条（抄））

- 鳥獣保護管理事業
 - ⇒ 都道府県が**鳥獣保護管理事業計画**を作成（第4条）、**知事許可**による捕獲（第9条）、指定管理鳥獣捕獲等事業（第14条の2）、緊急銃猟（第34条の2） など
- 狩猟の適正化
 - ⇒ 危険猟法の禁止（第35条）、狩猟免許制度（第39条） など

鳥獣被害防止特措法（農林水産省）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興することを目的とする（第1条（抄））

被害防止計画

- 市町村が被害防止計画を作成（第4条第1項）
- ⇒ 都道府県の**鳥獣保護管理事業計画と整合**。（第4条第5項）

捕獲許可

- 被害防止計画に捕獲許可の権限移譲を規定（第4条第3項）
- ⇒ 鳥獣の捕獲許可権限を**都道府県から市町村に移譲**。（第6条）

鳥獣被害対策実施隊

- 市町村が鳥獣被害対策実施隊を組織（第9条）
- ⇒ 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって取組を実施。

その他、銃刀法の特例（ライフル銃の所持許可要件の緩和、技能講習の免除）、財政支援 等を措置。

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立、平成20年2月から施行。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

【概要】

農林水産大臣が被害防止施策の**基本指針**を作成

基本指針に則して、**市町村が被害防止計画**を作成
(必要に応じ協議会や**鳥獣被害対策実施隊**を設置)

計画に基づき被害防止施策を実施

【主な支援措置】

財政支援

特別交付税の拡充、補助事業による支援等、必要な財政上の措置

権限委譲

市町村の希望に応じ被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲

捕獲人材の確保

捕獲隊員等に係る、狩猟税の減免や、銃刀法に基づく技能講習の一部免除等

都道府県による助言等

都道府県による、市町村への助言や、市町村をまたいだ被害防止に関する措置※等

※ H24改正時に措置、その後延長

※※ R3改正時に範囲拡大

【その他の鳥獣被害防止のための措置】

捕獲鳥獣の適正処理・有効利用

被害状況等の調査

技術開発・普及等

人材の育成

等

【沿革】

H19
(制定)

H24
(改正)

- 一定の要件を満たす場合、①実施隊員については『当分の間』、②実施隊員以外の捕獲従事者については『平成26年12月3日までの間』、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する規定を追加。
- 国及び都道府県が捕獲に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を2年間延長。

H28
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。
- 目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置の範囲拡大及び国による費用の補助に係る規定の追加。
- 国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加。
- 被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加。

令和7年4月時点で1,525市町村で被害防止計画を作成

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【活動内容】 捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)



追払い

【隊員構成】

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事

【設置に必要な市町村の手続き】

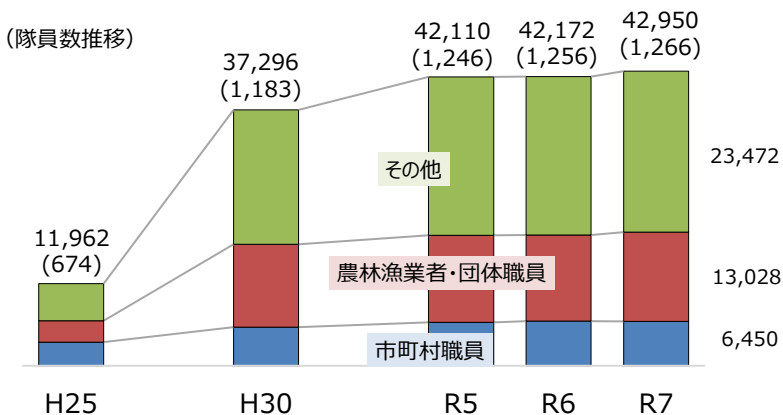
① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

【実施隊員へのメリット措置】

【設置状況】

令和7年4月時点で1,266市町村で設置（隊員数：42,950名）

(隊員数推移)



【出典】鳥獣対策・農村環境課調べ ※ 各年4月時点。括弧内は実施隊設置市町村数
その他には一部所属未回答の者が含まれる。

主として捕獲に
従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可



継続10年以上猟銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減額
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置の対象になり得る

個体群管理（農地周辺等での鳥獣の捕獲）について

- 被害防止計画に基づき市町村が実施する**農地周辺等での有害捕獲**については、被害防止効果の向上等を図るための**PDCAの実践**を推進。
- 併せて、市町村と連携しつつ**都道府県が中心となった**、農地周辺の林地等における、生息状況の把握とそれを踏まえた**広域的な捕獲**を推進。

【被害防止計画に基づく捕獲活動におけるPDCAの実践】

Plan：計画

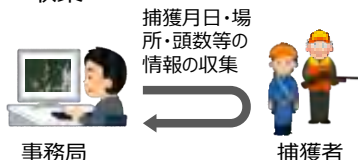
- ・実施隊員等や幅広い関係者の参画の確保等、持続的な捕獲体制を構築
- ・被害発生状況や捕獲実績等を踏まえた**捕獲計画**を策定

<項目例>

- ・捕獲場所・期間、捕獲方法、捕獲計画数、重点捕獲区域・時期
- ・捕獲活動のルールや研修予定

Do：実行

- ・安全管理研修の実施等
- ・計画に基づく**捕獲活動**
- ・捕獲活動・実績に係る情報収集



Action：改善

- ・点検結果を基に**関係者で協議、対応を決定**
- ・次期捕獲計画への反映

<対応例>

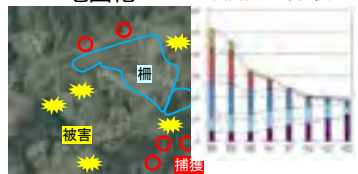
- ・被害位置や目撃情報等を踏まえた重点捕獲区域・時期の変更
- ・捕獲実績等を踏まえたわな位置・設置時期の変更



Check：点検

Doで収集した情報や被害発生状況等を整理し分析

GISを活用した地図化 時系列データを活用した分析

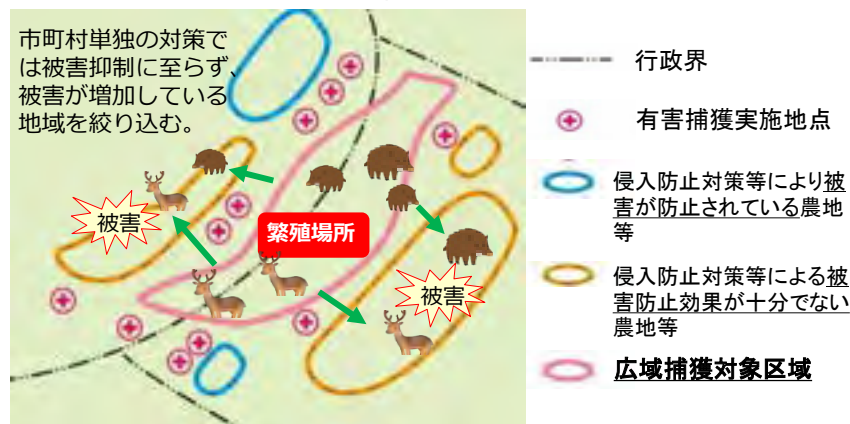


【都道府県が中心となった広域捕獲】

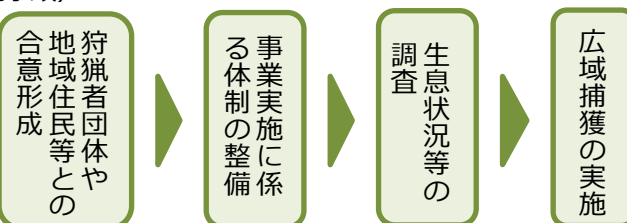
シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、

- ① 別の県や市町村に移動して生じる新たな被害を防ぐ捕獲、
- ② 県や市町村を跨ぐ林の中での繁殖場所での捕獲等、広域的な捕獲が重要。

(実施エリアの絞り込みのイメージ図)



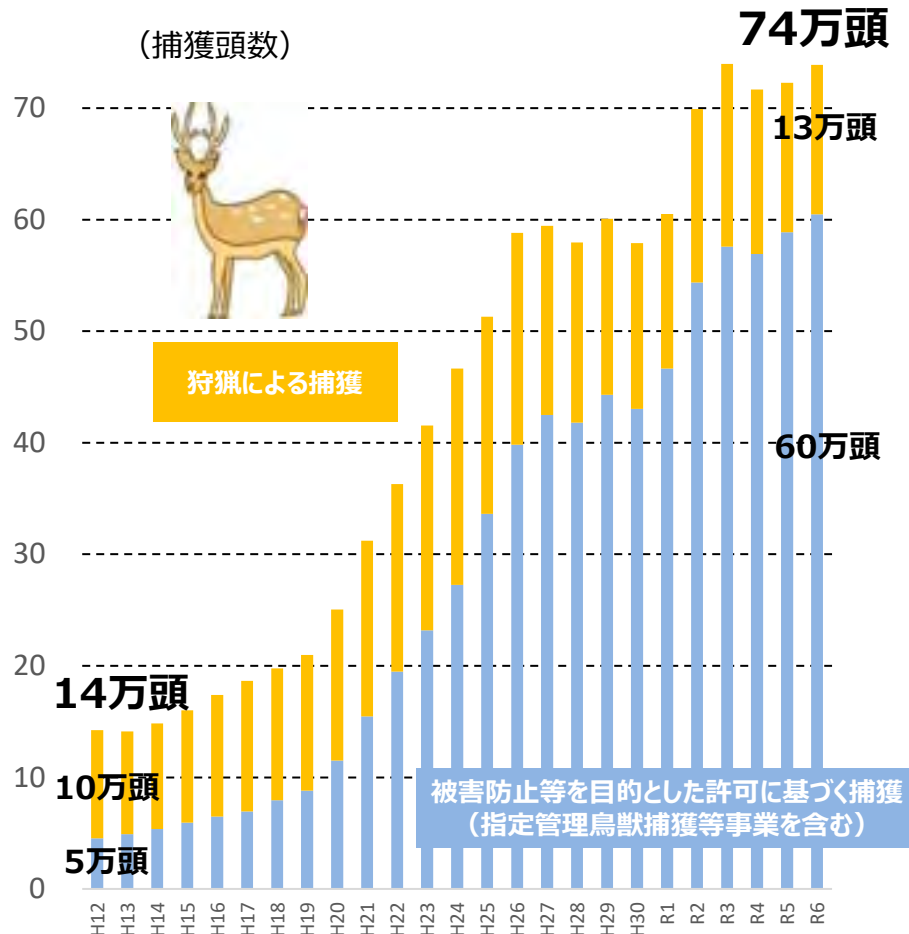
(実施手順)



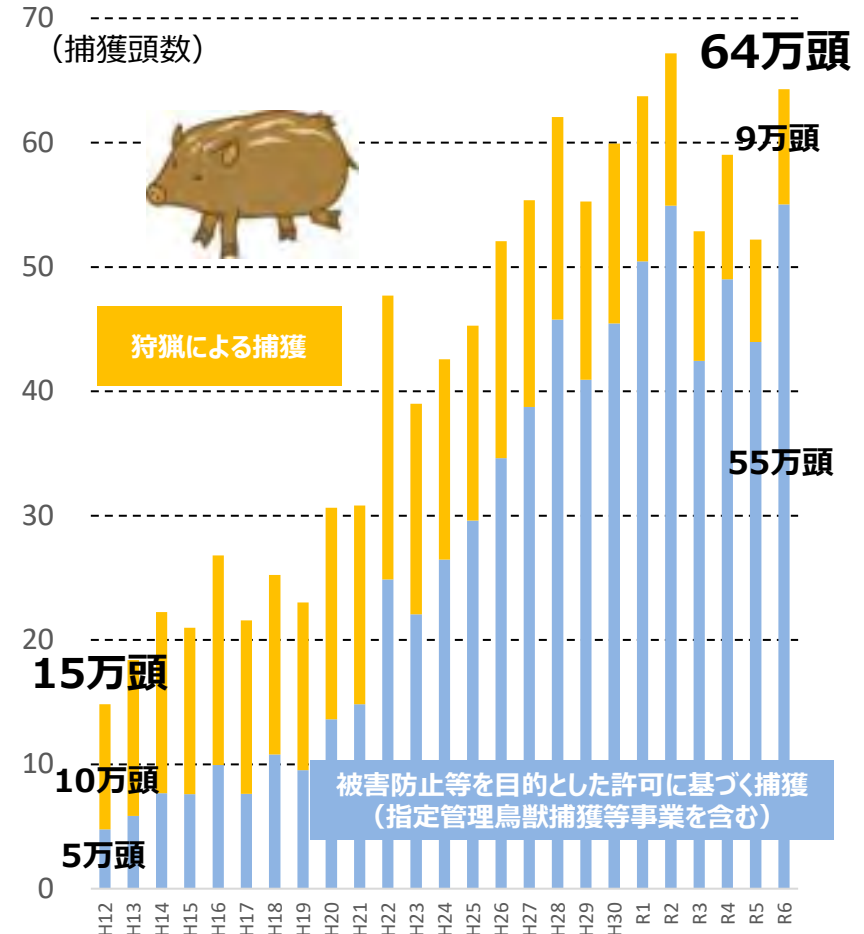
シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

○ 近年では、被害防止等を目的とする捕獲が中心に行われ、シカ及びイノシシの捕獲頭数が大幅に増加。

○ シカの捕獲頭数推移



○ イノシシの捕獲頭数推移



【出典】「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和6年度）」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成
 ※令和3(2021)年度以前は「鳥獣関係統計」参照。令和4(2022)年度以降は「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和6年度）」の数値

侵入防止対策・生息環境管理について

- 侵入防止対策については、**柵の適切な設置と維持管理の徹底**を、**点検の負担軽減**を図りながら推進。
また、鳥獣の侵入経路を踏まえた集落単位等での**広域柵の設置**等を推進。
- 生息環境管理については、市町村等による農家や住民に対する**継続的な啓発**と効果的な実施を推進。

【侵入防止柵の適切な設置と管理】

1. **加害鳥獣の種類や地形、管理し易さ**等を踏まえた整備内容、設置後の**管理体制**等の整備計画の策定。
2. 電気柵での適切な**柵線間隔**や**舗装道からの一定距離**の確保、WM柵等での**地際対策**等、適切な設置。
3. **定期的な見回りや必要に応じた補強・修繕等**の実施。

○地形に合わせた柵の設置や補強



○集落周辺、柵周辺の環境等の点検



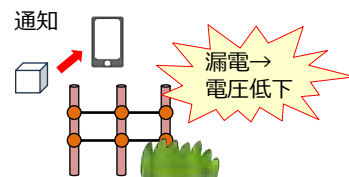
【広域柵】

効果的・効率的な対策の観点から、集落単位等での広域柵の整備が有効。**地域住民の協力**を得ること等による**管理体制の構築**や、**点検の負担軽減**が重要。

○集落周縁の里山内に点検通路と一体的に電気柵を整備した事例



○点検の負担軽減対策の例（電気柵監視システム）



【追払い】

対象鳥獣に「慣れ」を生じさせないための、追払い方法に応じた、**組織的に徹底して行う、捕獲と組み合わせる**、設置型の追払い器具は**防除期間終了後速やかに撤去**する等の対策が重要。

○集落ぐるみでの動物駆逐用煙火によるサルの追払い



○銃器による捕獲と組み合わせたモデルガンによるカラスの追払い



※ 捕獲隊とパトロール隊を区別しにくする。

【生息環境管理】

農作物残さや放任果樹等が、鳥獣への**無意識の「餌付け」**となり、集落内にある藪等が、鳥獣の**隠れ場所**となるため、これらの鳥獣を**引き寄せる要因の把握と適切な管理**が重要。

○放置されたひこばえ



○放置された収穫残さ

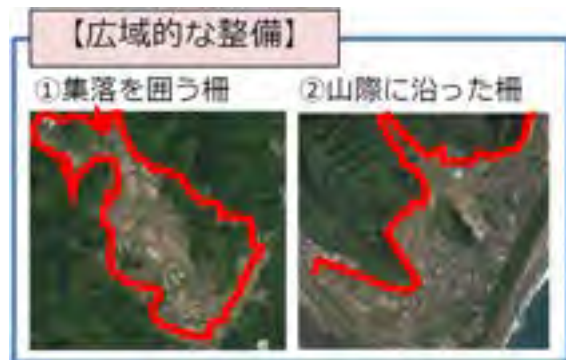


○柵周辺への緩衝帯の設置



侵入防止柵設置の検討について

- 獣種に応じた侵入防止柵を選択するとともに、設置場所の地形（傾斜及び高低）を踏まえ、柵のつなぎ目や地面との間に隙間が発生しないようにすることが重要です。また、個々のほ場を囲うのではなく、広域的に囲うなど効率的・効果的な整備の実施に加え、設置後は、生息環境管理の実施を含めた地域ぐるみでの維持・管理を続けることも重要です。



【鉄鋼スラグ舗装の自主施工マニュアル】



スマート鳥獣害対策の推進

- 農村部の高齢化や人口減少が進む中、鳥獣対策を効果的に進めていくためには、ICT等の導入を加速化し、経験や勘のみには頼らない、**データに基づく被害対策**を進める必要。
- ICT 等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による**見回り作業の省力化**や**捕獲を強化すべき地点の特定等**、**先導的なスマート鳥獣害対策**の普及を推進。

【対策のスマート化の視点（例）】

- 捕獲報告の負担を軽減したい
- PDCAの効果的実施に向けて精緻な捕獲情報を収集したい



集落での侵入防止対策や生息環境管理を**効果的**に進めたい

効果的な追払い等のため、**群れの位置**や**行動パターン**を把握したい

- わなの見回り負担を軽減したい
- 警戒心が高まり捕獲しづらくなることを避けるため、獲り残しをなくしたい

【スマート鳥獣害対策の展開】



先導的な対策を行うモデル的な地域の育成と横展開を推進



鳥獣被害対策に活用出来る機器情報（農林水産省Webサイト）
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/kikijouhou/kikijouhou.html>



	ドローン
	センサーカメラ
	位置情報取得・地図化
	GPS首輪発信機
	捕獲通知
	遠隔捕獲
	追い払い
	侵入防止柵監視
	申請・捕獲確認

スマート捕獲等普及加速化事業 モデル地区一覧

北国

⑧新潟県新発田市



⑨石川県



⑩福井県越前市



近畿

⑪兵庫県

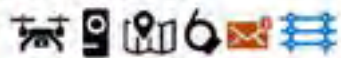


九州

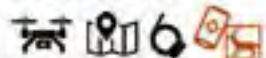
⑰佐賀県佐賀市



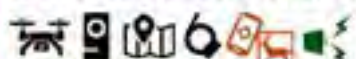
⑱熊本県人吉市



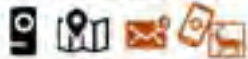
⑲宮崎県延岡市



⑳鹿児島県いちき串木野市



㉑鹿児島県南種子町



北海道

①北海道津別町

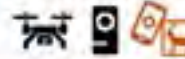


②北海道別海町



東北

③岩手県奥州市



関東

④茨城県鉾田市



⑤埼玉県飯能市



⑥山梨県甲斐市



⑦長野県大町市



中国四国

⑫広島県



⑮高知県香美市



⑯高知県大豊町



⑬香川県東かがわ市



⑭愛媛県鬼北町

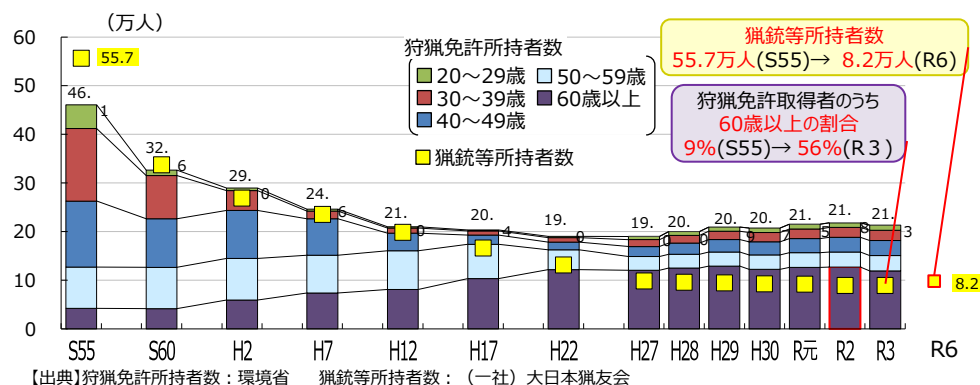


人材育成・確保に向けた取組

捕獲人材の現状と対策

- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 都道府県と市町村が連携した体系的な研修の実施等による人材育成、捕獲サポート体制の強化等の捕獲者の負担軽減対策と併せて推進。

【狩猟免許所持者数・猟銃等所持者数の推移】



【体系的な研修による捕獲人材の育成】



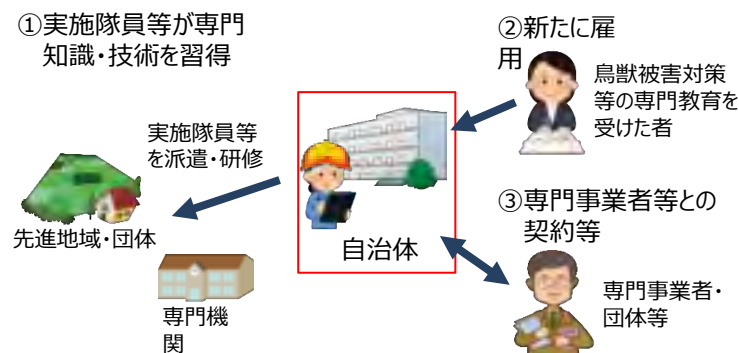
【地域住民による捕獲者のサポートや地域外の狩猟免許所持者の捕獲活動への参画】



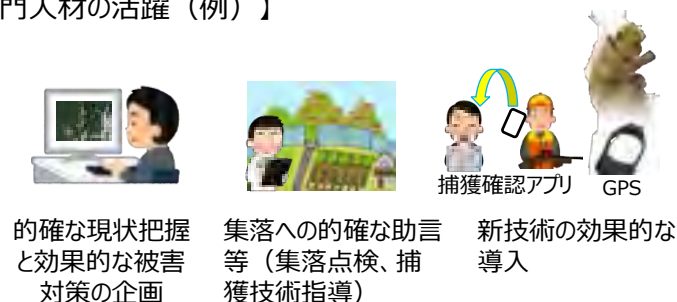
被害対策専門人材の育成・確保

- 地方自治体における被害対策のより効果的・効率的な実施に向け、鳥獣被害対策や野生動物管理等に係る専門知識や技術を有する人材の育成・確保を推進。

【専門人材の育成・確保の方法】



【専門人材の活躍（例）】



被害対策の効果増大・効率化

鳥獣被害防止総合対策交付金

令和8年度予算額 9,900百万円（前年度 9,900百万円）
〔令和7年度補正予算額 6,800百万円〕

<対策のポイント>

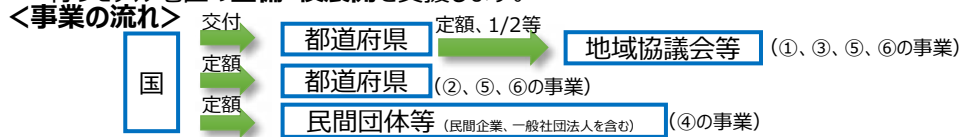
農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業
シカの**集中捕獲**や、クマの**捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の**重点的な捕獲対策**等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。



<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96	99	99	99
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	49	53	68	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）

<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入、刈り払い等による生息環境管理、捕獲活動経費の支援、新たなジビエ商品の開発、処理加工施設等における人材育成

〔鳥獣対策の取組〕

- ① スマート捕獲等の普及の加速化
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援
センサーカメラ、重点捕獲、出沒、加害
- ② 侵入防止柵の省力的な管理の推進
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援
電気柵、監視システム、防草効果のある通電性向上舗装

〔ジビエ利用推進の取組〕

- ① 捕獲から消費まで各段階の取組を推進
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進
（捕獲段階）（処理・加工段階）（流通・消費段階）
ジビエハンター研修の実施、処理加工施設等の整備、未利用部位のペットフード利用、観光等新たな需要喚起
- ② 国産ジビエ認証の取得推進
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進
全国の処理加工施設を認証、認証制度の普及・定着化

〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援
クマ捕獲の強化、クマ撃退スプレー、対クマ電気柵補強（トリップライン）、強固な侵入防止柵

【参考】鳥獣被害防止対策に係る地方財政措置

○地方交付税措置

・都道府県が実施する調査等委託費や市町村への補助等に要する経費について**普通交付税措置**

・市町村及び都道府県が実施する鳥獣の駆除等に要する経費について**特別交付税措置**

＜特別交付税措置の対象経費＞

区分	対象経費	具体的な内容 ※下線部は被害防止計画を策定している場合対象
市町村	駆除等経費 (交付率 8 割 ^{注1})	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の輸送経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣追い払い等の技術導入、緩衝帯の設置、 <u>実施隊の被害防止施策に係る経費のうち隊員の出勤に係る手当及び保険代（これらに類する費用を含む）、実施隊員への猟銃取得の助成費、デジタル簡易無線機の購入経費（有害鳥獣駆除活動に使用する目的で市町村が狩猟者等に貸与するために購入する場合）、委員会等の委員、構成員に対する手当等</u>
	処分等経費 (交付率 8 割 ^{注1})	鳥獣買上費、捕獲鳥獣を焼却処分する場合の焼却炉購入等費用（専ら捕獲鳥獣処分に用いるものに限る）・燃料代・施設手数料、重機等により埋設する際の費用
	調査・研究・広報・研修等経費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費、大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費、 <u>実施隊の被害防止施策に係る経費のうち射撃技術向上のための研修等に要する経費等</u>
都道府県	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割 ^{注1})	広域捕獲活動に係る有害鳥獣の捕獲及び捕獲鳥獣の処分に要する経費（具体的な内容は、市町村に対する特別交付税措置の駆除等経費及び処分等経費のうち広域捕獲活動に要する経費に準ずる。）
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲活動に係る人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

（注 1）被害防止計画に基づかずに実施する事業にかかる駆除等経費、処分等経費及び調査・研究・広報・研修等経費については、交付率 5 割を講じる

（注 2）都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業）と同額の地方負担を上限とし、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

○起債することが可能な鳥獣被害防止施設

区分	侵入防止柵	焼却施設	減容化施設	ジビエ処理加工施設	高度化施設（射撃場）	備考
公共事業等債（県分）	○	○	○	○	○	充当率 90%、算入率 20%
一般補助施設整備等事業債（市町村分）	○	○	○	○	○	充当率 75%、算入率 0%
過疎債及び辺地債	○	○	○	○	○	充当率 100% 算入率 70%(過疎債)、算入率 80%(辺地債)
（参考）特別交付税措置	○	×※	×※	×	×	※捕獲鳥獣を焼却処分する場合の焼却炉購入等費用（専ら捕獲鳥獣処分に用いるものに限る）は特別交付税の対象

（注）具体的な個々の事業箇所の状況に応じて、地方公共団体及び総務省が個別に適債性を判断の上、適債性がある場合に限定して「○」とするもの。

-
- 1 鳥獣被害の現状と対策
 - 2 取組推進のための参考情報**
 - 3 鳥獣被害防止に向けた取組事例

農業被害が増えているクマの対策

基本の対策から農業被害急増時の捕獲強化まで、状況に応じたクマの対策を支援します。

平時

複合対策（クマ）

生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む、地域ぐるみの総合的な対策の実施を支援。

補助率：定額

限度額：取組数に応じ市町村あたり
100万円又は200万円



生息調査に
基づくゾーニング



研修会の
開催



ドローンによる
安全な現場確認等
ICT機器の導入

捕獲活動

- ①捕獲機材の導入経費
- ②わなの設置、見回り等を含む捕獲活動に係る日当払い
- ③農地周辺での捕獲活動に係る頭数払い

補助率：

- ①、② 1/2以内（実施隊が行う場合は定額）
（①の上限：箱わな（大型）119千円/基）
- ③ 定額（上限：クマ（成獣）8千円/頭）



基本の対策

緩衝帯等の整備・追払い

- ・緩衝帯の設置
- ・放任果樹の除去
- ・雑木林の刈り払い
- ・追い払い
- ・クマスプレーの導入

補助率：1/2以内
（実施隊が行う場合は、定められた
上限額以内で定額支援）
※大規模（1ha以上）整備の場合
上限単価：48万円/ha



放任果樹
の除去

追い払い

クマ撃退スプレー

侵入防止柵の整備

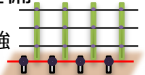
侵入防止柵の新規または再編整備
※既存の捕獲機材（わな）等を一
体的に設置することが要件

補助率：定額

上限単価：電気柵新規整備1段あたり
148円/m（直営施工）等

- ・農地周辺の電気柵の二重
設置
- ・設置・撤去が容易な電気柵
の一時的な整備

対クマ電気柵補強
（トリップライン）



農業被害急増時

クマ特別対策

農地周辺における、有害性の高い個体の捕獲対策の強化を支援。

補助率：定額

限度額：都道府県3,000万円、協議会300万円

【採択要件】

- ・捕獲区域、時期、目標等を含む捕獲計画を作成し、捕獲従事者への支援水準引き上げ等に留意した単価を設定し、国に協議すること
- ・専門家による生息状況調査に基づくゾーニング・生息環境管理の取組を実施すること
- ・捕獲にあたり、個体数等についての適切なモニタリングの実施を前提とし、二種計画の捕獲目標と整合性を取った捕獲計画を策定すること
- ・事業概要及び捕獲活動経費の単価を公表すること

【活用方法の例】



捕獲体制の構築



捕獲人材の育成



捕獲活動経費の支援
（日当払い、頭数払い）

農業現場におけるクマ出没等に関する注意喚起

クマにご注意下さい！



各地でクマによる人身被害が多発しています。
農作業や鳥獣対策を行う際は、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

クマの出没を防ぐためには

(1) 農作業や鳥獣対策を行う際に注意すべき事項

- ・作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・クマの出没情報に留意し、クマの行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・頻りにクマが出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。
- ・森林、斜面林などのそばの農地は、クマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、安全確認を行いながら農地の基木の刈払いなどを行うこと。

(2) 誘引物の適切な管理

- ・クマを誘引する生ゴミや野菜などの収穫残さ等は適切に処理すること。
- ・農地では果樹園が熊被害を受けやすいところであり、収穫後は実を放置せず適切に除去すること。
- ・クマは、収穫地収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・罠機などに使われるがソリンなどの揮発性物質も、クマの誘引物となるため、保管場所等に注意すること。
- ・鳥獣対策により捕獲した個体がクマの誘引物とならないよう、処理場への持ち込みや焼却を行わずに埋没する場合は、十分な保護に埋没するなど適切に処理すること。

捕獲活動時の安全確保

- ・捕獲活動時は、クマに遭遇する可能性が一層高まることから、クマの出没等に係る最新の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること。
- ・クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること。
- ・捕獲活動に当たっては、遠隔で熊の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマの危険回避にも有効な近距離の活用も検討すること。

もしも、クマに遭遇してしまったら

- (近くにクマがいることに気がついた場合)
- ・落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れ、急を覚える行動をとること。
 - ・クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げることは避けること。
- (クマの食跡を見つけた場合)
- ・農作業中にクマの足跡等の食跡を見つけた場合は、迅速な通報にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること。

農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲等の取組について、鳥獣被害防止総合対策交付金で支援をしています。(詳しくは裏面をご覧ください。)



クマ対策を支援しています！



鳥獣対策の基本

生息環境管理(よせつけない)

- 誘引物(放任果樹、農産野菜等)の除去
- 刈払い、緩衝帯の設置による餌場・隠れ場の撲滅

鳥獣対策の鉄則！3つの柱！

侵入防止対策(まもる)

- 柵等の設置による侵入防止

個体群管理(とる)

- 農地周辺等での捕獲

出足しにくい環境作りが大切です。組みあわせることで適切な対策を！

交付金での支援内容※一部抜粋

刈払い等による生息環境管理

潜み場となる薪の刈払いや、移動ルート上の緩衝帯設置、誘引物となる放任果樹の除去などを支援します。



緩衝帯の整備



放任果樹の除去

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入

ほ場への侵入を防止するための柵の設置や、捕獲のための機材の導入を支援します。



侵入防止柵の設置



わなの導入

捕獲活動経費の直接支援

捕獲活動に係る経費を定額で支援します。



生息状況調査、研修会の開催等

生息状況など、専門家を入れた調査や研修会の開催を支援します。



【お問い合わせ先】

農林水産省 農林振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
被害対策の基本について 03-6744-7642(直通)
交付金での支援内容について 03-3591-4958(直通)

野生鳥獣による農作物の被害状況調査

- 野生鳥獣による農作物被害に対して、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息状況の把握とともに、鳥獣による農作物被害を的確に把握することが重要。
- 調査結果は、鳥獣被害対策行政を推進する上で必要不可欠な基礎資料となるもの。

調査対象農作物

- ・被害農作物は、稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他ごとに集計

調査対象鳥獣類

- ・鳥類は9種類、獣類は16種類
- ・野生鳥獣による被害には、加害する鳥獣の生態を考慮した対策が必要であることから、鳥獣種の特定は特に重要

被害の把握方法

- ・被害農家からの被害の報告、有害鳥獣捕獲申請書、農業共済組合やJA等関係団体からの聞き取り、現地調査等の資料を用いて、相互に補完するよう努めること

調査期間

- ・調査対象期間は、毎年4月から翌年の3月までの期間

実被害面積、実被害量、実被害金額の算出方法

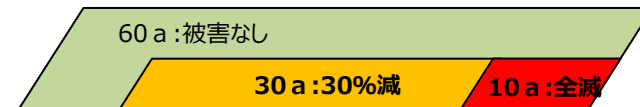
実被害面積

・実被害面積は、野生鳥獣による農作物の被害が発生したほ場において被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質があった実面積（被害割合を考慮した面積）

・【ポイント】実被害面積は「被害を受けたほ場全体の面積」ではありません！

（例）1haの水田で、10aが被害割合100%の全減、30aが被害割合30%の減収の場合、
 $10a \times 100\% = 10a$ 、 $30a \times 30\% = 9a$ 、
実被害面積は19a（被害を受けた面積の合計（ $10a + 30a = 40a$ ）ではない）

（被害面積）



実被害量

・実被害量は、野生鳥獣による農作物の被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質した量

実被害金額

・実被害金額は、実被害量に、調査年におけるそれぞれの都道府県内の被害地域における標準的な価格の実態を表す被害農産物の単価を乗じて算出した金額

効果的な鳥獣の捕獲、効果的な侵入防止策の整備及び生息管理の実施について

- 令和6年度に財務省が行った予算執行調査において、現行の交付金による鳥獣被害対策では鳥獣被害の減少につながっておらず、単なる捕獲や侵入防止柵の設置の実施のみとどまっているとの指摘。
- 捕獲、侵入防止柵の整備・維持管理及び生息環境管理において必要な取組項目をまとめたチェックシートを活用して、効果的な対策を着実に実施。

鳥獣被害防止のチェックシートの活用

鳥獣被害防止対策の実施に当たり、捕獲、侵入防止柵の整備・維持管理及び生息環境管理において、必要な取組項目をまとめたチェックシートを導入。

鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施の際には、事業実施計画及び事業実施状況報告に併せてチェックシートの提出が必要。

■ 鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止総合支援事業）の抜粋

	申請時 (します)	(1) 効果的な生息環境管理	報告時 (しました)
①	☒	鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。	☒
②	☒	農作物残さの撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。	☒
③	☒	ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で周知を行う。	☒

申請

事業実施計画とあわせて提出

取組

「正しい方法」を確認して、取組を実践

報告

事業実施状況報告とあわせて提出

確認

国、県が確認

指導・支援

より効果的に対策を実施

留意事項

チェック項目について、「正しい方法」で取組を実践するために、技術的な情報を中心に、留意事項をとりまとめ。

捕獲計画の策定や、わなの点検、捕獲活動の点検評価のポイント

柵の資材調達に係る仕様の例や、施工や見回り時のポイント

収穫残さの除去など、農家や地域住民へ周知すべき内容

参考資料

野生鳥獣被害防止マニュアルの該当部分の抜粋、取組事例等を紹介。

鳥獣対策アドバイザー等の専門家等も活用しつつ、協議会に対する研修や講習会、現地指導等により、

- ① 生息環境の取組の実施、
- ② 適切な侵入防止柵の整備・維持管理、
- ③ 効果的な有害鳥獣の捕獲について協議会の理解を深める等、一層の取組を推進する必要。

鳥獣被害防止対策のチェックシートを活用した取組の点検（農林水産省Webサイト）
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/250416.html>

鳥獣被害防止対策のチェックシートを活用した取組の点検

効果的な生息環境管理

- 鳥獣被害防止対策においては、①鳥獣に対する「無意識の餌付け」を防止するため**農作物残さ及び放任果樹の撤去**、②鳥獣に集落や農地を「安全」と認識させないため**緩衝帯の整備**や**雑木林の刈り払い**など生息環境管理の取組を地域の実情にあわせて行うことが重要
→ 生息環境管理の取組にあたっての留意事項

1) 鳥獣を引き寄せ
る要因の**現状把
握**に努める。

2) 農作物残さの
撤去などについて、**農家への巡回指
導・助言**を行う。

3) ゴミ集積所の適切な管理など
について、**地域住民**からの協力が
得られるように、広報誌やホーム
ページ等で**周知**を行う。

効果的な侵入防止柵の整備・維持管理

- 侵入防止柵について、侵入防止効果を長期にわたって発揮させるためには、**適切な整備と維持管理**が不可欠であり、事業実施主体は、整備した施設等について、常に良好な状態で管理する必要

1) 設置した柵を適切に維持
管理していけるよう、
将来にわたり設置した柵
を誰がどのように管理して
いくのか、柵の整備前か
ら、ルールづくりを含め管
理の**体制を構築**

2) 被害状況等を踏まえ、
効率的・効果的な柵
の整備に係る**事業実
施計画を策定**する。
→ 柵整備に係る事業
実施計画の策定に当
たつての留意事項

3) 仕様書に明記す
る等により、規格に
適合した**資材**を発
注し、**調達**する。
→ 資材の調達に当
たつての留意事項

4) 専門家等からの指導やマニュアル等を参照し、**正しい方法で施工**する。また、これらを実績報告までに**確認**する。
なお、請負施行の場合は、受注者による工事が**正しい方法による施工が確認**する。
→ 正しい方法での施工及び確認に当たつての留意事項

5) 集落協定を結ぶなど
により、**定期的な見回
り**を行い、破損等を確認
したら速やかに修繕
する。
→ 定期的な見回りに
当たつての留意事項

効果的な捕獲活動

- 被害防止計画に基づく有害捕獲は、狩猟とは異なり、農作物被害の軽減という目的のために行うものです。被害軽減につながるよう**有害鳥獣を効果的に捕獲**していくためには、捕獲計画の策定や捕獲実績の把握が不可欠

1) 被害防止計画に記載された「対象鳥獣の捕獲体制」を具体化し、当該年度の捕獲体制の確認や捕獲機材等の準備を行うとともに、次年度以降も**持続的に捕獲**が行えるよう、鳥獣被害対策実施隊の隊員確保を始め、**捕獲体制の強化**に努める。

→ 持続的な捕獲体制の構築に当たつての留意事項

2) 前年度の捕獲実績や現状の被害状況等を踏まえ、**効果的な捕獲計画を策定**する、又は見直す。
→ 効果的な捕獲計画の策定に当たつての留意事項

3) 策定した**捕獲計画に基づき捕獲**を実施する。
→ 捕獲計画に基づく捕獲に当たつての留意事項

4) 捕獲実績を集積し、効果的な**捕獲活動**が実施できているか**点検評価**する。
→ 捕獲活動の点検評価に当たつての留意事項

鳥獣被害防止対策のチェックシートを活用した取組の点検
(農林水産省Webサイト)
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/250416.html>

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度の概要

- 平成18年3月に、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として登録する制度を創設。
- 農林水産省に登録されたアドバイザーは、現在276名（令和7年7月末）で、それぞれの専門性の下で活動中。

1. アドバイザー登録・利用

（1）登録手続き

- ・ アドバイザーとして登録するには、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関からの推薦を受け、農村振興局長が承諾・登録。
- ・ 登録の有効期間は3年。（更新毎の登録手続きが必要）
- ・ 登録したアドバイザーの氏名、専門分野、これまでの活動実績等（連絡先は除く）の情報について、農林水産省HPで公表。

（2）利用手続き

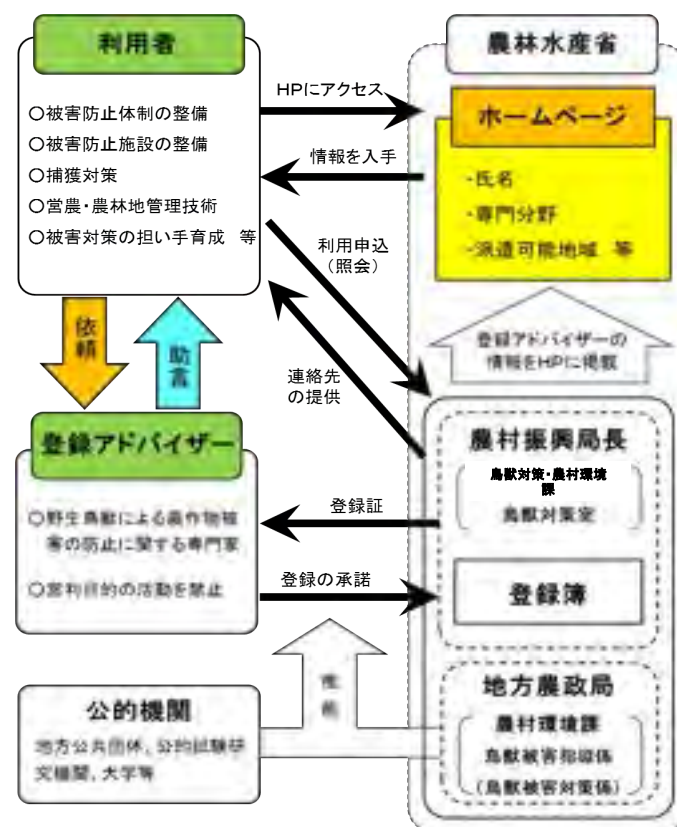
- ・ アドバイザーを利用する者は、利用申込書を地方農政局農村環境課等へ提出し、希望するアドバイザーに係る情報の提供を受ける。
- ・ 利用者は、依頼する助言の内容等をアドバイザーと直接交渉を行い、契約を締結。

2. アドバイザーが行う助言等の内容

- （1）地域における被害防止体制の整備
- （2）防護柵等の被害防止施設の整備
- （3）被害防止のための捕獲対策
- （4）野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- （5）地域における被害防止対策の担い手の育成
- （6）その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

アドバイザー登録・利用の流れ

登録者数：276名（令和7年7月末現在）



制度の詳細やアドバイザーの一覧はこちら（農林水産省Webサイト）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_adviser/



鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。
- また、地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保につながるよう、農林水産省事業により研修会等を開催。

野生鳥獣被害防止マニュアル等



(関連制度編)



(総合対策編)



(中型獣類編)



(鳥類編)



野生鳥獣による被害防止マニュアル等について（農林水産省Webサイト）
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuaru/manual.html>

鳥獣被害対策担い手マッチング事業

■ 鳥獣被害対策に関心のある者等向け連続セミナー

<https://roadto-choujuhokaku.com/>

プログラム	実施予定	内容
セミナー (オンライン講座)	第1ターム8月 第2ターム10月	鳥獣被害対策の基礎知識の習得 事例勉強会 マッチングガイダンス
フィールドワーク	9月～ 現地	現場体験等 (複数回開催のうち1回選択)
インターンシップ	11月～ 現地	実践的な技術習得(3回連続)

■ 行政職員向け研修

プログラム	実施予定	内容
ICT研修	8月～9月:対面	ICTを活用した被害対策技術の習得(全国3か所)

鳥獣被害対策技術全国検討会

- プレイベント（10月:対面）
 - ・技術展示、情報交換会等
- 全国鳥獣被害対策サミット（2月:対面およびweb）
 - ・全国における鳥獣対策の優良事例紹介

鳥獣被害対策コンテンツ



<https://chouju-learning.com>



専門人材育成の事例

一般社団法人エゾシカ協会

シカ捕獲認証制度

全国でシカ捕獲が許可された地域は、数少ない地域に過ぎません。そのため、シカ捕獲の許可を得るには、シカ捕獲の経験と知識が必要です。本制度は、シカ捕獲の経験と知識を認定し、シカ捕獲の許可を得るための基準を定めています。また、シカ捕獲の経験と知識を認定し、シカ捕獲の許可を得るための基準を定めています。また、シカ捕獲の経験と知識を認定し、シカ捕獲の許可を得るための基準を定めています。

教育理念

- ① 自然環境で、以下の3つの理念について実践できる人材を育成します。
- ② 地域のシカ管理における効率的かつ安全で人道的な捕獲
- ③ 獲れた食肉やシカ肉の安全かつ持続的資源利用のための食肉衛生
- ④ 地域生態管理を推進する体制づくりのための普及啓発

知床エゾシカ、知床で飼育する
野生動物との共存を推進するため。

知床ネイチャーキャンパス リカレント2026

ヒグマ管理実習

知床の多様なフィールドで学ぶ

国に比べ、自然が、環境が、多様なフィールドで学ぶ

実習者から学ぶ

知床創造スタッフや地元住民から学ぶ

知床現地実習

日程 2026年 10月 20日(火)～22日(木)

場所 知床半島(知床、羅臼、網走管内の国定公園、釧路管内など)

内容

- ・国定公園内および市町村におけるヒグマ管理の現状
- ・生活圏に隣接するヒグマ管理
- ・広大な自然環境・森林におけるヒグマ管理と保護のあり方
- ・各地域が実施するヒグマ管理 など

JWMS 鳥獣管理講座

鳥獣管理の基礎



このコースでは、人と野生鳥獣の持続可能な関係を構築するために求められる、鳥獣管理の基礎的な知識や技術をオンラインで学ぶことができます。動物生態学入門、鳥獣管理学入門、社会と制度入門の3分野をカバーする内容から構成される20科目以上を幅広く体系的に学習することができます。これから野生鳥獣について学んでみたい方、これまでの知識や経験を整理しておきたい方を対象とした学習プログラムです。

「鳥獣管理の基礎」の授業科目

動物生態学入門

動物生態学の基礎
シカ・クマ・熊の生態と行動
シカ・クマの生態と行動
シカ・クマの生態と行動
シカ・クマの生態と行動
シカ・クマの生態と行動
シカ・クマの生態と行動

鳥獣管理学入門

被害対策の方法
鳥獣被害の防止
鳥獣被害の防止
鳥獣被害の防止
鳥獣被害の防止
鳥獣被害の防止
鳥獣被害の防止

社会と制度入門

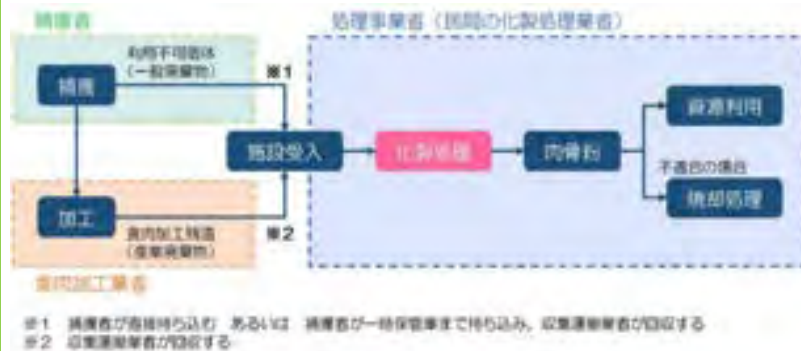
鳥獣被害の現状
鳥獣被害の現状
鳥獣被害の現状
鳥獣被害の現状
鳥獣被害の現状
鳥獣被害の現状
鳥獣被害の現状

鳥獣管理とデジタル技術の活用・連携・発展

捕獲鳥獣の焼却及び減容化の処理

化製処理による減容処理

- 化製処理(注1)を行い、肉骨粉等に加工する方法で、飼料・肥料(注2)として利用が可能。
- 捕獲や止め刺しの際に使用した鉛弾が混入した場合(注3)、資源化物の鉛含有量が基準値(注4)を超過する恐れがある。
- 現状ではシカの資源化は利用規制(注5)があり不可となっているため、イノシシのみ可能。



注1 屑肉や余分な脂肪、内臓、骨等の食肉加工で発生した残渣及び家畜の死体を原料とし、破碎や加熱処理により肉骨粉や油脂等へ加工すること。肉骨粉は肥料や飼料として利用されている。

注2 肥料として利用する場合、事前に独立行政法人農林水産消費安全技術センタ(FAMIC)の確認が必要。

注3 鉛弾が肥料に混入した場合、肥料法上の異物混入に該当し、生産販売できない。

注4 鉛含有量の基準値: 7mg/kg以下(飼料安全法)、3μg/g以下(ペットフード安全法)

注5 ニホンジカ由来の肉骨粉等への資源化は、異常プリオンによる慢性消耗性疾患(CWD)の関係で利用が制限されている。(飼料安全法)

減容化・焼却施設等情報(農林水産省Webサイト)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/kikijouhou/kikijouhou.html#genyouka>

個体切断及び既存施設による混焼処理

- 施設内に冷凍保管庫を設置し、冷凍した個体を焼却施設に併設されている粗大ごみ用の破碎機で小片に切断し、家庭ごみ等とともに混焼処理する方法。
- 自治体の既存焼却施設に捕獲個体をそのまま投入すると、燃え残りが発生する可能性があるため、捕獲個体を事前に切断する必要がある場合が多く、捕獲者が切断作業まで負担するケースが多い。
- 捕獲者による切断の負担を減らすことができ、さらに、破碎機が併設されていれば冷凍保管庫のみの設置となるため、コスト面においても有用な方法。

生物処理による減容及び既存施設による混焼処理等

- 家畜の糞尿や木質チップ等から作成する菌床に捕獲個体あるいは食肉加工残渣を投入し、微生物による好気性分解を利用して減容化し、使用済み菌床を他の一般廃棄物とともに混焼処理あるいは最終処分場に埋立処分する方法。
- ハウス等の施設内のコンクリート床の上に菌床を野積みして重機で攪拌する方式(野積み式)と、恒温機能と攪拌機能をもつ専用の処理装置による方式(装置式)が確立されている。

専用焼却炉による焼却処理

- 捕獲個体の専用焼却炉を新たに設置し、焼却処理する方法。
- 捕獲者による捕獲個体の切断が不要で、衛生的に減容化できる一方、鉛濃度が高くなる可能性や導入・処理コストが大きい点に留意。
- 搬入量が処理能力を超えた場合を想定し、冷蔵または冷凍保管庫の併設が必要。

-
- 1 鳥獣被害の現状と対策
 - 2 取組推進のための参考情報
 - 3 鳥獣被害防止に向けた取組事例**

- 丹波篠山市畑地区の10集落で構成された住民主体の協議会。
- サルによる被害が顕著であったことから、県や市役所等の行政機関と連携して、柵の設置や維持管理、追い払い、環境整備、放任果樹対策など多様な対策を実施。近年は、シカ・イノシシ被害対策にも地域一体となって取り組む。
- 地域内外の大学・高校・NPO法人等とも連携し、獣害対策×交流×学びを組み合わせ、多様な人材とともに、地域活性化を目指す「獣がい対策」を推進。
- 集落間及び関係機関・団体との連携を促進するため、複数集落を束ねる調整役として「獣がい対策支援員」を配置。

【主な取組】

○ 放任果樹対策

サルの出没を防ぐため、柿の収穫イベント「さる×はた合戦」を開催し、地域外人材の協力の下、早期収穫を実施。高齢化で不足する作業力を補完するとともに、地域交流を重視した“楽しく継続できる場”として、関係人口創出のきっかけとしている。併せて、市内の高校との連携により、収穫した柿を活用した加工品の開発・販売を実施。



さる×はた合戦の様子

○ サルの追い払い活動

専門家の支援の下、地域で効果的な追い払いをするための学習会等を開催するとともに、サル位置情報共有システムを活用し、住民主体の追い払いを効率化。

さらに、各集落から1-2名の隊員を選抜して「みたけサル追い払い隊」を結成し、位置を把握しながら行う機動的な追い払いと、メッセージアプリによる集落間での情報共有により、実効性の高い運用体制を構築。



さる×はた合戦の様子

○ 集落柵の維持管理

「さく×はた合戦」と称して、シカ・イノシシ対策の金網柵（集落柵）の点検日を合わせて集落間共同で実施。地域外人材の参加や、他集落の柵点検・補修の工夫を互いに学び合い、情報共有や意識喚起を図ることで、集落柵の効果向上。

○ 集落主体の捕獲活動

シカ・イノシシの対策として、ICT大型捕獲檻を用いて捕獲における餌付け方法や野生動物の行動等を「見える化」することで住民の捕獲技術・意欲を向上。有害捕獲にあたる実施隊員数に限りがある中、集落が捕獲者と連携することで、設置・稼働できる箱わな数を増やし、捕獲数増加と効率的な被害軽減を実現。



みたけサル追い払い隊

【活動の成果】 農作物被害金額（畑地区） 1,732千円（H28）→ 33千円（R6）

- サルによる農業被害の増加を受け、平成17年度にモンキードッグを導入して以降、追い払い活動を中心に対策を実施したが、群れ数及び頭数の増加により追い払いのみでは対策困難となったことから、令和2年度以降はICT技術を活用し、生息状況調査に基づく追い払い及び個体数調整に着手。
被害農家・猟友会・市の連携による総合的対策の実施により、サル被害の軽減を実現。
- サルの生息状況に関するGPS基地局及び取得データ等を近隣市町村と情報共有しながら、大町市がアドバイザーとなり、捕獲の講習会を実施するなど広域連携を実施。

【主な取組】

○ 放任果樹を除去して捕獲用の餌に活用

- ・ 放任果樹は、民家やほ場に誘引・出没してしまう原因となるため、自治会・地域住民との合意により、サルを捕獲するための餌として提供してもらうことで、捕獲にもつなげる取組として実施。
- ・ また、緩衝帯整備については、農家組合や自治会による管理に加え、市職員も草刈りや立木の伐採などに協力。

○ 侵入防止対策

- ・ 侵入防止柵は、住民の意向やほ場の状態に応じて、地域において効果的な箇所での設置を促している。
- ・ 設置前には柵のイメージ図を提示しながら丁寧な説明を行うとともに、設置後の維持管理は、農家組合や自治会による管理に加え、市職員でも定期的な見回りを行うなど、連携して実施。

○ GPSによる生息状況調査結果の活用

- ・ 市において、サルに装着したGPS首輪による位置情報やテレメトリー受信機による位置情報の把握、現地での被害状況、誘引物の特定、頭数把握をするために目撃情報投稿アプリ等での情報収集を行い、季節ごとの出没傾向・出没地区・行動範囲を把握し、地域住民や近隣市町村と情報共有。
- ・ 調査結果を被害地区住民に対して「見える化」することで、追い払い活動に対する意識向上に寄与。

○ 遠隔監視操作・自動捕獲システム付き大型捕獲檻による捕獲

遠隔監視操作・自動捕獲システム付き大型捕獲檻の導入により、わなの作動タイミングの調整による必要な捕獲数の確保や、狙った個体の捕獲など効果的な捕獲活動ができるようになったほか、錯誤捕獲防止や見回り負担の軽減を実現。
(設置場所及び設置時期の選定には、生息状況調査で得られたデータを活用。)



電気柵の設置イメージ図



GPSによる行動予測



ICT大型捕獲檻

- サル被害が深刻化したことから、電気柵の設置やわなによる捕獲活動を開始。鳥獣対策を農業者個人の問題ではなく「集落全体の課題」として捉え、専門家の助言を受けながら住民全員で取り組む体制を構築。
- 多面的機能支払交付金及び村上市有害鳥獣被害防止対策協議会事業費等を活用し、農地・水路・道路等の維持管理や環境整備、生き物調査、獣害対策を組織的に実施。
- 集落とともに取組を進めるため、村上市地域おこし協力隊員が参画。任期終了後も、鳥獣対策及び集落環境維持活動を支える「獣害対策集落支援員」として活動。

【主な取組】

○ 集落環境診断の実践

- 平成28年度からサル及びクマ対策として、令和元年度からはイノシシ対策も加え、集落環境診断を継続的に実施し、専門家の助言を得ながら、集落環境の把握と対策の方向性を検討。
- 外部専門機関の協力のもと作成した「越沢集落全域の痕跡調査地図」を活用して、捕獲活動重点地域の設定やわな設置箇所の検討など、実践的な対策を実施。

○ 集落住民による電気柵の設置・撤去

- 平成25年度からサル対策として電気柵の設置に着手し、令和3年度からはイノシシ対策用の柵も導入。令和5年度までに集落内の耕作地ほぼ全域に設置。
- 電気柵については、積雪による損壊を防ぐため、毎年11月末から12月にかけて集落住民が協力して撤去し、翌年3月末から4月に再設置。

○ 地域内連携による安全かつ効率的な捕獲体制の構築

- 見回り効率と捕獲後の運搬を考慮し、わなを設置し、捕獲者及び協力者へ情報共有することで、作業負担を軽減。箱わなを移設する際は、地域住民の協力の下で実施。
- 捕獲情報について、専用グループチャットにより共有することで、捕獲個体の運搬支援や、解体作業を円滑に実施。大きな個体が捕獲された際は、越沢消防団にも協力を求めるなどの地域内連携により、安全かつ効率的な捕獲体制を実現。

○ ICT長距離無線式捕獲パトロールシステムによるわな管理の効率化

- ICT長距離無線式捕獲パトロールシステムを導入し、見回りが困難な場所に設置された箱わなについて、遠隔での作動確認が可能となり、見回り作業の軽減や効率化に大きく貢献。
- 見回り時にクマと遭遇する危険があったことから、捕獲者の安全確保にも寄与。



集落環境診断の実施



地域住民協力による捕獲活動



電気柵の設置